

名護東線の運行状況について

1. 旧名護東線の運行について

(1) 運行について

旧名護東線は、那覇バスターミナルと名護バスターミナルを起点として、那覇市からうるま市安慶名、金武町、宜野座村経由するルートで運行していた。

運行本数は1日 18 便を往復で運行しており、県内でも最も長い路線として広く知られていた。うるま市から東海岸を経由して名護市へ向かう路線は同路線のみであり、地域住民の日常生活の足として欠かせない移動手段として「地域間幹線系統確保維持計画」に位置付けられていた。

以前は複数の交通事業者が共同運行をしていた路線であるが、直近は沖縄バスのみが路線を維持していた。

(2) 収支状況について

旧名護東線は、利用者数の現状により、運賃収入のみによる運行の維持確保は困難な状況となっており、近々の計画ベースで年間約 83 百万円の欠損が生じていた。

欠損に対し、国が約 19 百万円、県が約 19 百万円を補助したが、事業者は約 44 百万円の欠損が残っていた。

2. 旧名護東線の運行計画の見直しについて

沖縄バスにおいては、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」が令和6年4月1日に改正されたことにより、運転手の1日の拘束時間が短縮され、これまで名護東線の運行を一人の運転手による1日2交番（残業乗務）で実施していた体制が不可能となったことや、翌日勤務までの休息時間が継続 11 時間以上となったため、遠方営業所からの応援運転手の配置が困難となり、旧名護東線のルート変更及び減便など、現行計画の見直しを行った。

(1) ルート変更について

中北部東海岸の生活路線を存続させ、減便を最小限にとどめ運行するためには、一人の運転手で2往復運航が可能となるルート設定が不可欠であったため、名護～那覇間のルートを名護～屋慶名とする変更を行った。

ルート変更にあたっては、多くの路線が停車する安慶名バス停を経由し、他路線に結節するようにしている。

ただし、当該ルート変更及び時刻表の設定は、運転手の拘束時間の制限の関係から最終便が繰り上がる不便が生じるとともに、那覇向けの利用者は安慶名バス停又は中農前バス停で乗り継ぎする必要があるが生じている。

(2) 減便について

沖縄バスにおいては、現在の名護営業所及び屋慶名営業所において確実に確保できる運転手数や残業勤務ができない状況を踏まえ、朝の通学・通勤時間の運行を優先すると、現在の便数及び運行時間が限界としている。

3. その後の状況について

(1) 名護東線に運行状況について

名護東線は、うるま市の屋慶名バスターミナルから安慶名、金武町、宜野座村を經由して、名護バスターミナルまでの間を平日は12便、土日祝日は10便往復で運行している。

うるま市から東海岸を經由して名護市へ向かう路線は、引き続き同路線のみであり、地域住民の日常生活に欠かせない移動手段となっている。

減便において、朝の通学・通勤時間の運行を優先としたことにより、最終便が2時間程度早くなっており、夜間20時以降の高校生の帰宅などへの影響が懸念されている。

名護東線においては、運賃収入のみによる運行の維持確保は変わらず困難な状況である。走行距離は以前より短くなったため、欠損額は計画ベースで年間約 53 百万円となっている。

(2) 夜間の移動手段の確保について

沖縄バスの運行計画見直しが令和7年1月19日から開始されることとなったことから、夜間の代替えとなる移動手段を臨時的に確保することとした。

臨時的な措置としては、多くの路線が結節する安慶名バス停から東海岸を經由して名護バスターミナルに向かうルートで貸切バスを平日の夜間1往復で無料運行していた。

臨時的な措置としてのバスの借り上げは県立高校の終業式が予定されている令和7年3月19日を契約期間としていた。

4. 現在の状況

(1) 夜間1往復の運行の延長

令和7年3月19日まで、期間限定で夜間臨時バスを運行してきたが、3月21日以降についても沖縄県、名護市、うるま市、金武町、宜野座村との連携のもとで運行を延長。(令和8年3月19日まで)

令和7年4月18日までは運賃無料で運行を行っていましたが、令和7年4月21日から運賃有料で運行を実施中。(運賃は、沖縄バス系統77番の運賃に準じた額)